

第5期大阪府アライグマ防除実施計画（案）の概要

第5期計画策定の目的及び背景



これまで本府では、大阪府アライグマ対策連絡協議会（42市町村と大阪府で構成）を設置し、外来生物法に基づき策定した「大阪府アライグマ防除実施計画（以下、「計画」という。）により、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が不要であるメリットを活かし、アライグマの野外からの排除を目指して捕獲に取り組んできたところである。

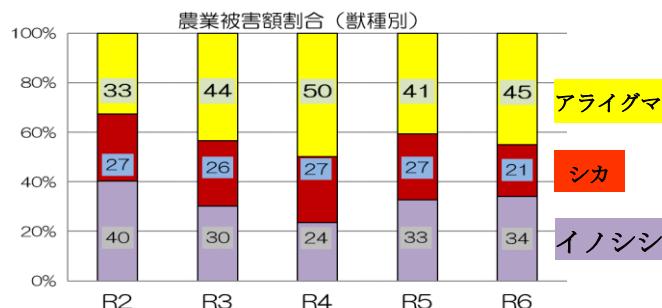
しかし、アライグマによる被害（農作物、生活環境等）は年々増加しており、更なる捕獲の強化が必要となっているため、第4期計画が令和8年3月31日で期間終了することに伴い、令和8年4月1日から開始する「第5期計画」を新たに策定する。

府内の現状

- ①R6 捕獲頭数 約3,800頭
②R6 農業被害金額 約8,400万円



いずれも過去最高値



R3以降

- アライグマ被害割合が40%超に
- シカ、イノシシの被害割合を超える最も被害額の大きい獣種に

►アライグマの更なる捕獲の強化が必要

期間及び対象区域

期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

区域：大阪府全域

主な取組内容

○捕獲強化

- 冬季における捕獲檻設置の推進⇒年間を通じた捕獲圧の維持
- センサーダブルによる生息密度推定、GPS発信機による生息環境調査等の科学的分析
⇒科学的分析に基づく効率的な捕獲方法を、捕獲主体である市町村に共有

○生活環境被害の実態把握

- 実態把握のため、市町村は捕獲檻貸出時に被害内容を聞き取りし、府に報告
- 生活環境被害の動向分析などを実施し、被害対策の参考としてその結果を市町村と共有

○動物由来感染症対策

- アライグマの都市部への生息域拡大に伴い、今後動物由来感染症の拡大リスクが高まるおそれがあるため、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランス調査の実施市町村を順次拡大

今後のスケジュール

2月：パブコメ実施、3月：第5期計画策定、市町村に通知、4月：第5期計画開始